居宅介護支援事業における特定事業所集中減算の取扱いについて

１　特定集中減算の取扱い

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人福祉保険局企画課長通知）「以下（通知）という。」に基づき取り扱う。

２　判定様式等について

　①居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書（別添様式１）

　②紹介率最高法人算出シート（別添様式２）

　③事業所選択に関する確認書（別添様式３）

３　届出の提出について

居宅介護支援事業においては、減算の有無に関わらず通知に定められた期日までに「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書」を市へ提出するものとする。

また、通知「第３居宅介護支援費に関する事項　10特定事業所集中減算について（２）判定方法」により算出した結果、80％を超える場合であって、かつ下記「５　正当な理由」の（５）及び（６）に該当する場合には、「事業所選択に関する確認書」も併せて市へ提出するものとする。

なお、届出の提出伴い、介護給付費算定に係る体制等一覧表が変更になる場合には、変更書類等も併せて提出するものとする。

４　提出先

　　〒034-8615　十和田市西十二番町６番１号

十和田市　健康福祉部　高齢介護課　介護保険係

５　正当な理由について

通知「第３居宅介護支援費に関する事項　10特定事業所集中減算について（４）正当な理由の範囲」については、以下（１）～（５）のいずれかに該当する場合とする。

（１）居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域の訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合。

（２）特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合。

　（３）判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。

（４）判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスに位置付けられた計画

件数が１月当り平均10件以下である場合

（５）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中している場合。

①紹介率最高法人が、「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により認証を取得した法人である場合。

②①以外の法人が紹介率最高法人である場合、居宅介護支援事業所が属する法人と全く関係ない法人事業所を３つ以上紹介し、そのうえでなお利用者が選択した理由を確認できる場合。

　（６）その他災害等の客観的かつ明確な理由があると認められる場合。